平成２３年（フ）第１１５３号
福岡市中央区谷１丁目12番７号
債務者　宇治川久雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６８号
福岡市西区周船寺３丁目16番１―210号
債務者　青柳香穂里（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１８２号
福岡市東区筥松３丁目19番10―103号
債務者　石倉　保子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９０号
福岡県大野城市下大利１丁目18番16―1102号
エクレール大野城
債務者　阿比留恵子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９１号
福岡県大野城市下大利１丁目18番16―1102号
エクレール大野城
債務者　阿比留当美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０３号
福岡市城南区別府４丁目４番19―1001号
債務者　大森　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０７号
福岡市西区小戸１丁目９番31号
債務者　岡部　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３６号
福岡県大野城市筒井１丁目10番７号
債務者　福田　幸男
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４２号
福岡県朝倉市菩提寺717番地２エクセレントカーサ菩提寺A201
債務者　古川　節美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８号
北海道小樽市勝納町16番３号　潮見台Ａ住宅、前住所北海道小樽市花園４丁目４番15号
債務者　小澤　正吉
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０４号
北海道小樽市新光１丁目４番136号　新光マンション306号、前住所北海道小樽市朝里２丁目３番５号　コーポさいとう
債務者　野口智代美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１００号
茨城県取手市新町２丁目２番８―206号
債務者　松村　智喜
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県守谷市松ケ丘六丁目14番地８　ション．ヒロA102
債務者　大黒奈津美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
茨城県牛久市上柏田２丁目16番地22　ガーデンハイツ103、前住所茨城県牛久市牛久町881番地１　コーポ富士106
債務者　井上加奈子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
茨城県守谷市みずき野５丁目12番地22、前住所茨城県取手市戸頭３丁目34番３―101号
債務者　小林　宏次
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
千葉県南房総市高崎882番地１
債務者　花井智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１９０号
山梨県西八代郡市川三郷町大塚4205番地
債務者　秋山みずほ（旧姓入倉）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係